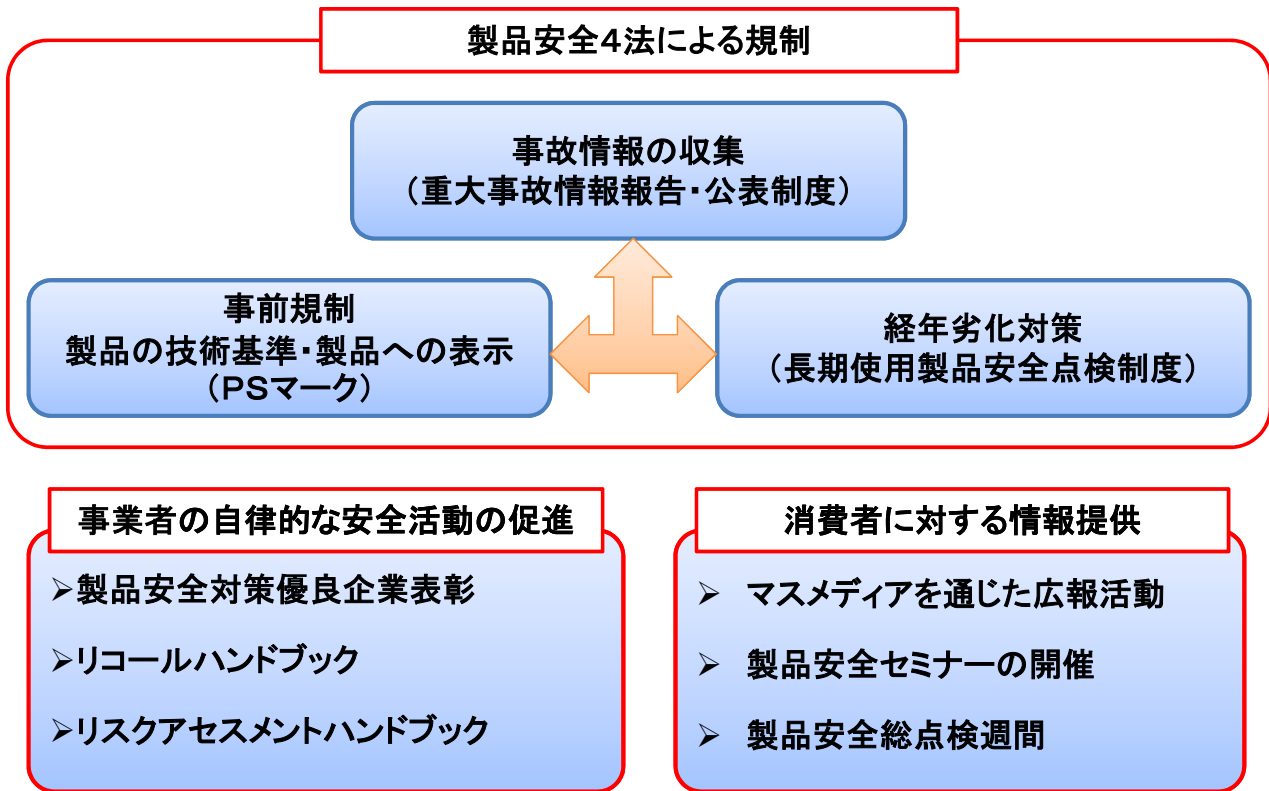
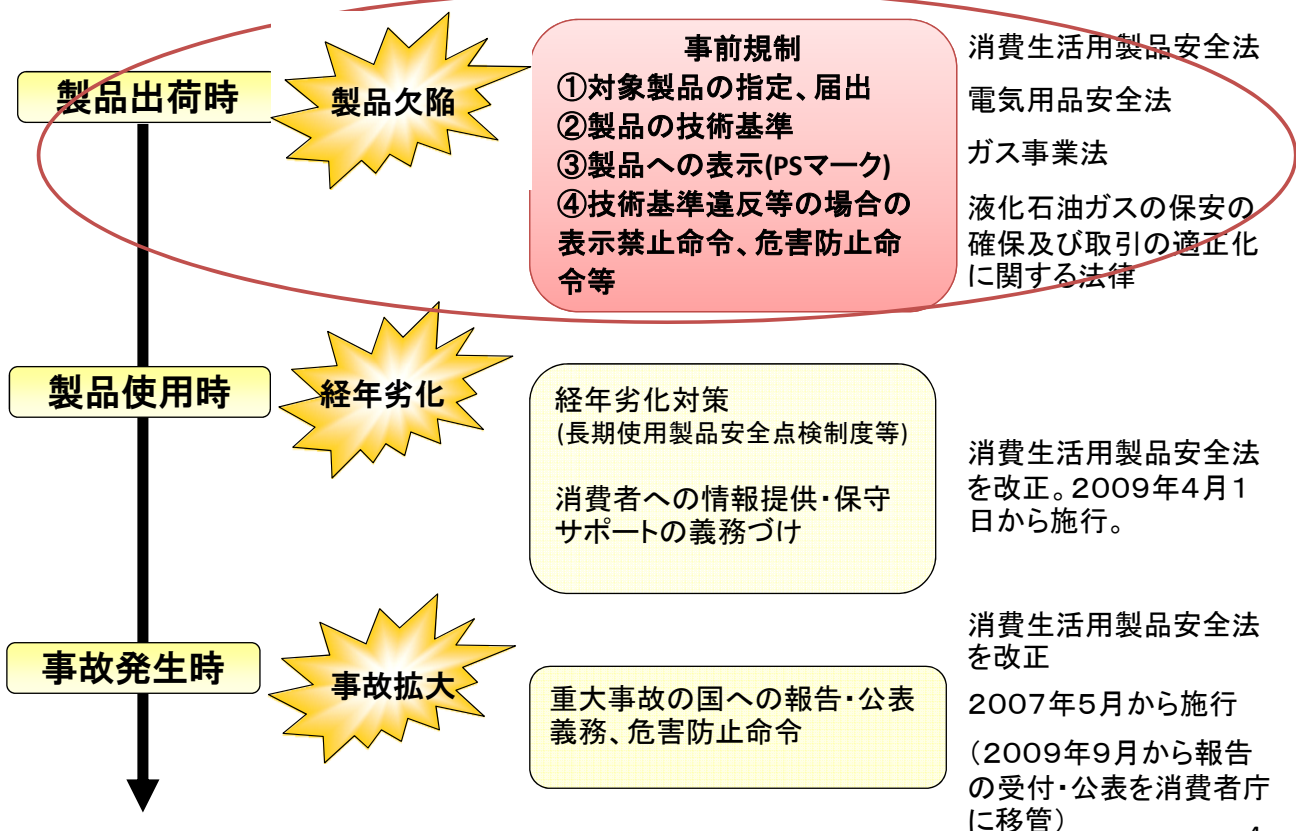


経済産業省における製品安全政策の体系



3

経済産業省の製品安全への取り組み①



4

事前規制の概要

○製品安全4法による規制

製品安全関係4法では、政令で指定した品目について、省令で定める技術基準適合義務や販売時のPSマーク貼付義務等を製造・輸入事業者課している。

○技術基準適合義務

製造・輸入事業者には、事業開始時等に国への届出義務が課せられており、製品が技術基準に適合することを確認しなければならず、その検査記録を保存しなければならない。

○PSマーク対象製品・・・自己適合確認で対応

◇PSマーク対象製品・・・登録検査機関による第三者認証が必要

○PSマークの表示

技術基準を満たすことを確認した製造・輸入事業者は、PSマークを表示することができる。表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

○各PSマーク

◆ 消費生活用製品安全法



◆ ガス事業法



◆ 電気用品安全法



◆ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律



5

ライター規制の導入

○子供のライターを使用した火遊びによる火災等多発。

○消費経済審議会製品安全部会ライターWGで検討・とりまとめ。（平成22年5月）



○ライターを消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品として指定することが適当。

【指定範囲】

シガレットライター及び点火棒のうち、

○ディスポーザブル（使い捨て式）

○注入式のうち、ディスポーザブルと同様の構造であるもの



【技術基準】

○ライターの基本性能の要件を定めた国際規格ISO9994及びISO22702を採用。

○子供が簡単に操作できないという機能も要求。

【スケジュール】

○平成22年12月27日から規制導入

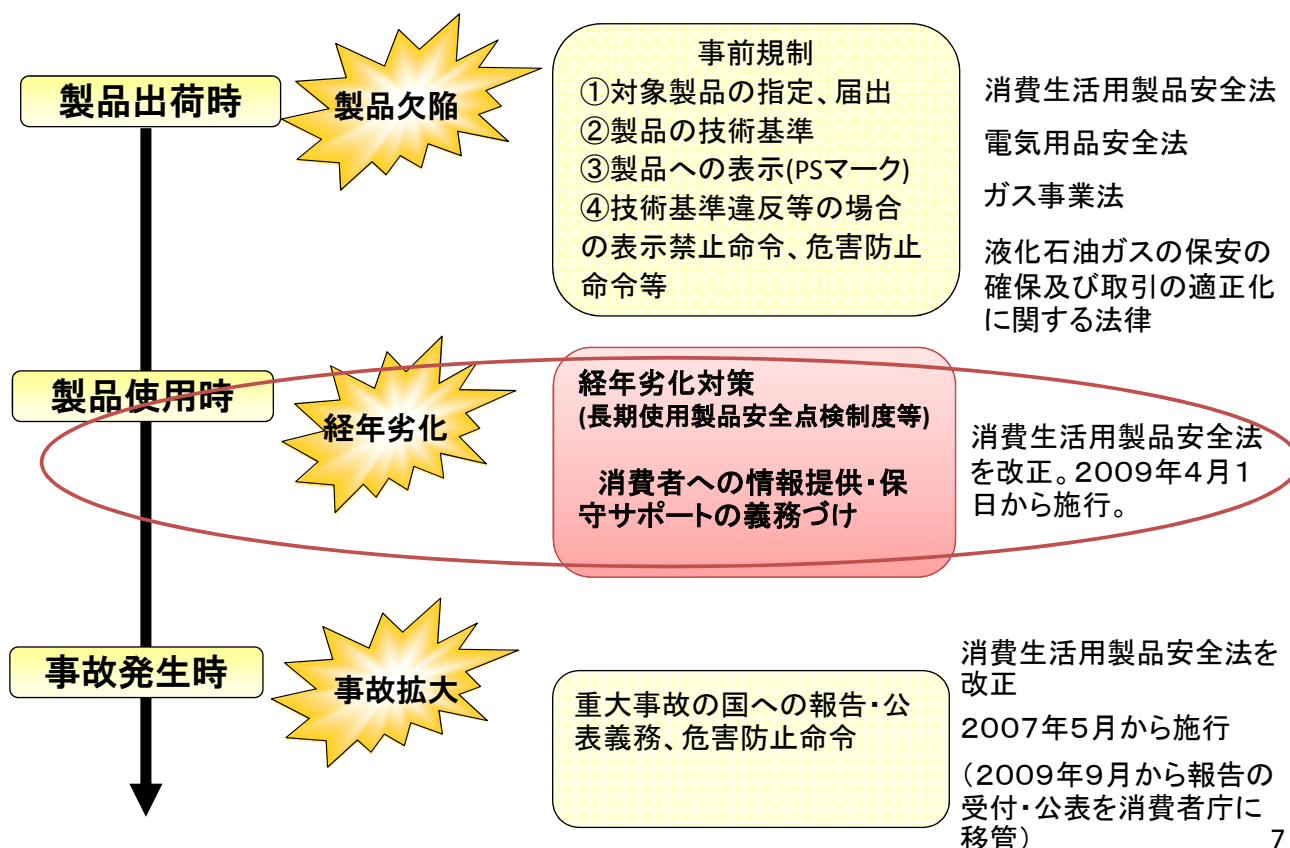
○経過措置後の平成23年9月27日以降、安全対策済ライターのみ市場で販売

【広 報】

○ライターの正しい捨て方、保護者への注意喚起に関するチラシの配布、説明会の実施等

6

経済産業省の製品安全への取り組み②



長期使用製品安全点検・表示制度

○目的: 製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止

<背景>

屋内式ガス瞬間湯沸器、FF式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機など、ガス、石油、電気を使用する設置式の製品は、長い間使い続けていると、部品などが経年劣化して、火災や死亡事故を起こすおそれがあるため。

○内容:

<点検制度>

製造・輸入事業者が、設計標準使用期間に応じて、所有者情報の登録された住所に「**点検期間**」を通知し、消費者の求めに応じて、点検、修理に有償で応じる制度。

<表示制度>

製造・輸入事業者が、設計標準使用期間を製品に**表示**する制度。

○施行時期: 2009年4月1日から

長期使用製品安全点検・表示制度（2009年4月1日施行）

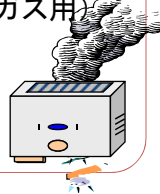
長期使用製品 安全点検制度

経年劣化による重大事故発生の恐れが高い製品が対象

製造・輸入事業者が、設計標準使用期間に応じて、所有者情報の登録された住所に「点検期間」を通知し、消費者の求めに応じて、点検、修理に有償で応じる制度。

下記の9品目が対象

屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）
屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）
石油給湯機、石油ふろがま
密閉燃焼式石油温風暖房機
ビルトイン式電気食器洗機、
浴室用電気乾燥機



長期使用製品 安全表示制度

重大事故発生率は高くないものの事故件数が多い製品が対象

製造・輸入事業者が、設計標準使用期間を製品に表示する制度。
消費者がこの期間を過ぎて使用する場合に注意が必要。

下記の5品目が対象

エアコン、扇風機、
換気扇、洗濯機
ブラウン管テレビ



9

経済産業省の製品安全への取り組み③

製品出荷時

製品欠陥

事前規制
①対象製品の指定、届出
②製品の技術基準
③製品への表示(PSマーク)
④技術基準違反等の場合
の表示禁止命令、危害防止
命令等

消費生活用製品安全法
電気用品安全法
ガス事業法
液化石油ガスの保安の確
保及び取引の適正化に關
する法律

製品使用時

経年劣化

経年劣化対策
(長期使用製品安全点検制度等)
消費者への情報提供・保守サ
ポートの義務づけ

消費生活用製品安全法を
改正。2009年4月1日から
施行。

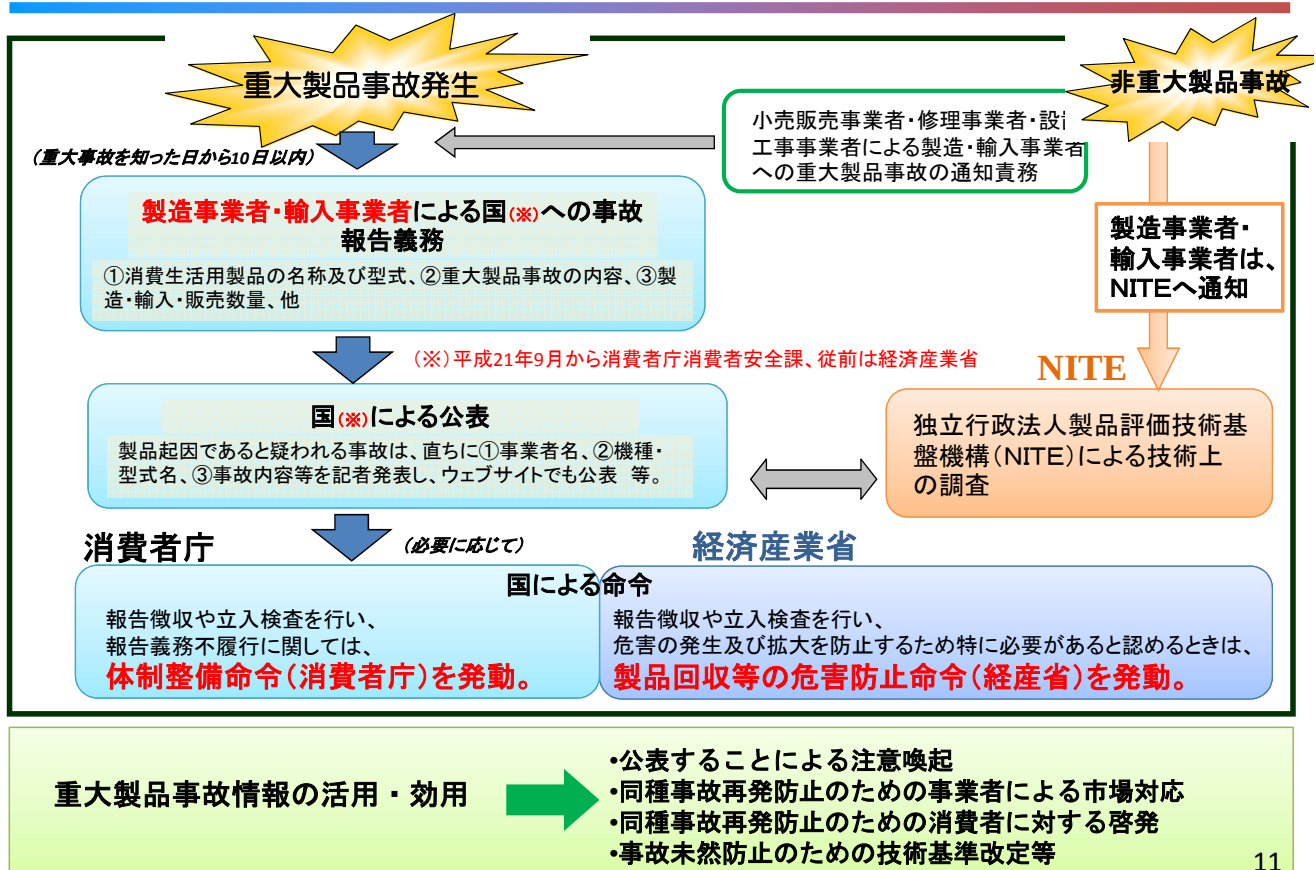
事故発生時

事故拡大

重大事故の国への報告・公
表義務、危害防止命令

消費生活用製品安全法を
改正
2007年5月から施行
(2009年9月から報告の
受付・公表を消費者庁に移
管)

重大製品事故情報報告・公表制度



11

重大製品事故の受付状況

- 平成19年5月14日の改正消費生活用製品安全法の施行により、重大製品事故報告・公表制度の運用が開始されて以来、5, 294件(うち、19年度:1, 190件、20年度:1, 412件、21年度:1, 172件、22年度:1, 141件、23年度:379件)の重大製品事故を受け付けた。

(注)(平成23年8月末現在)

	死亡		重傷		火災	CO中毒	後遺障害	計
		(うち火災による死亡)		(うち火災による重傷)				
ガス機器	41	(34)	54	(27)	737	35	0	867
石油機器	52	(47)	19	(14)	636	12	0	719
電気製品	56	(44)	137	(6)	2, 484	4	2	2, 683
その他	91	(0)	802	(5)	122	0	10	1, 025
合 計	240	(125)	1, 012	(52)	3, 979	51	12	5, 294

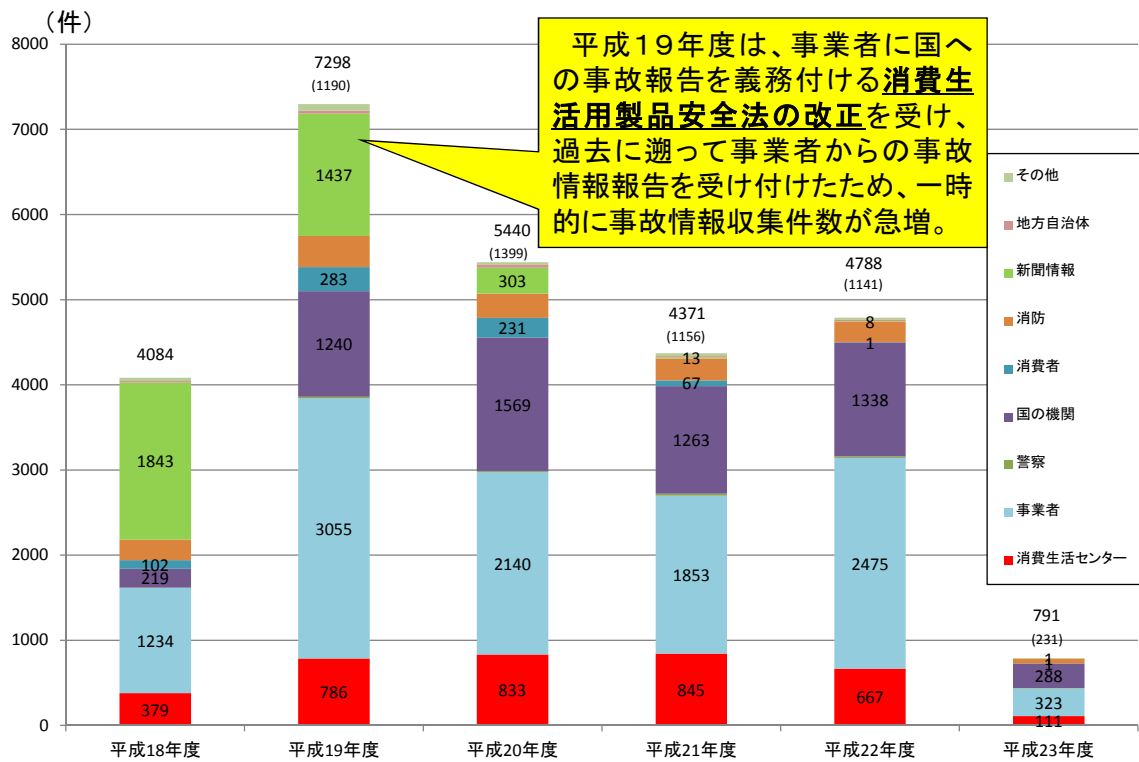
(注)平成21年8月31日までは経済産業省が受け付けたもの(3, 047件)で、平成21年9月1日以降は、消費者庁が受け付けている。

- ・消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告・公表制度の対象となる**重大製品事故**の範囲は、**死亡、重傷(治療期間が30日以上)、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災(消防署が確認したもの)**。

- ・消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の発生を知ったときは、**10日以内に国に報告**することを義務付け。

12

NITEにおける事故情報収集件数の推移(情報源別)

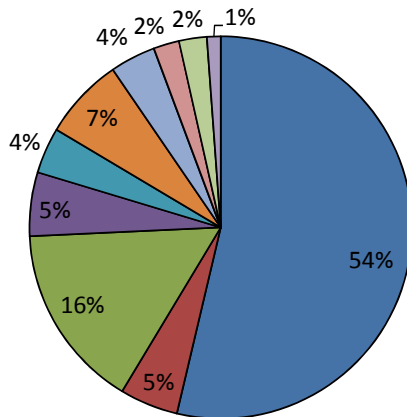


13

非重大製品事故情報収集、分析調査結果

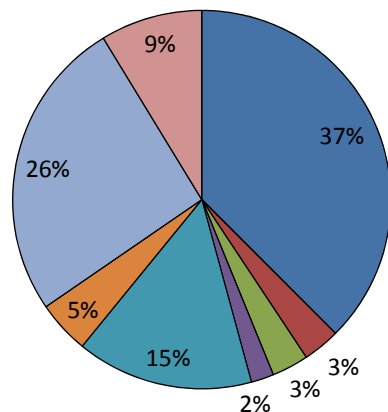
平成21年度

- 01. 家庭用電気製品
- 02. 台所・食卓用品
- 03. 燃焼器具
- 04. 家具・住宅用品
- 05. 乗物・乗物用品
- 06. 身のまわり品
- 07. 保健衛生用品
- 08. レジャー用品
- 09. 乳幼児用品
- 10. 繊維製品



合計 3,215件 (うち、重複405件)

製品区分別事故情報件数



合計 2,672件

事故原因別事故情報件数

平成21年度に受付けた案件のうち、事故動向等解析専門委員会に諮られた2,672件について、事故原因区分別件数の割合を示す。

14

経済産業省の製品安全への取り組み④

事業者における製品安全への取組を促進するため、以下の施策も実施

- 消費生活用製品のリコールハンドブックの策定・改訂
(平成19年11月 公表、平成22年5月 改訂)
- 消費生活用製品向けリスクアセスメントハンドブックの策定
(平成22年5月【第1版】公表、平成23年6月【実務編】公表)
- リコール社告のJIS規格の制定
(平成20年6月制定)
- 製品安全対策優良企業表彰の実施

15

消費生活用製品のリコールハンドブック

必要性

- リコールについては、日頃からの取組み・心構え、事故等への速やかな対応等を円滑に実施できることが重要。
- リコール情報をいかに迅速かつ的確に消費者に伝えていくか等のアフター・リコール対策が重要。
- リコールを行う事業者が主体となって、流通事業者等さまざまな関係者の協力を得ながら、情報周知・伝達の工夫等を行っていくことが必要。

主な改訂ポイント

➤リコールのモニタリング

リコール進捗状況の把握・モニタリング実施体制の整備、モニタリングデータの分析を踏まえ、リコール周知方法の見直し等の記載を追加。併せて、流通業界との連携等先進的取組み事例を紹介。

➤リスクアセスメントの実施等

「予防措置」の章において、日頃からの取組みに加えて、リスクアセスメントの実施等について記載。また、2008年に策定されたリコール社告JIS等の記述も追加。

- 詳しくは、http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/recalltorikumi.html

16

消費生活用製品向けリスクアセスメントハンドブック

消費生活用製品を対象として、大企業から中小企業まで広く参考になるリスクアセスメントの考え方と実践方法の基本を紹介することを目的とし、消費生活用製品向けリスクアセスメントハンドブックを経済産業省で策定し、公表。

（【第1版】平成22年5月、【実務編】平成23年6月）

必要性

- 製品の多様化によって、これまで想定されていない使用が思わぬ事故につながるケースも発生。
- 製品設計段階等において、あらかじめ危険性を除去・低減しておくリスクアセスメントを行うことが必要。

意義

- 消費者と事業者がリスクの内容・範囲に関して、互いに認識し、**コミュニケーション文化の構築**を目指す
- 安全設計の成果は、事業者自らが作り出す付加価値の一つであり、**競争力の源泉**

➤ 詳しくは、http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.html

17

（事業者によるリコールの様々な取り組み）

リコールの必要が生じた場合には、リコール届出を行い、報道発表、新聞社告等を通常実施。さらに製品の特性や販売ルート等に応じて、関係事業者等とも連携し、周知策等を実施。必要があれば、業界横断的取組。

○経済産業省に対してリコール届出

○報道発表、ホームページ掲載（経済産業省と同時に発表）

○新聞社告を掲載

（そのほか製品の特性や販売ルート等に応じて）

- ・新聞・雑誌広告の掲載
- ・新聞折込チラシの実施
- ・販売店に依頼して販売情報を入手
- ・販売店における店頭告知
- ・関係事業者（不動産事業者、ガス・電気事業者等）の協力
- ・業界横断的取組み
- ・テレビCMの実施
- ・専門雑誌広告
- ・電車広告
- ・戸別訪問
- ・街頭でのビラ配布
- ・DMの送付

18

(事例1) 電気こんろ

○事故原因・被害

電気こんろのスイッチつまみがこんろから飛び出しているため、身体等の接触時、意図せずにスイッチが入ってしまい、こんろの上の可燃物より発火する火災が多発。

○概要

- 火災事故が多発
- メーカー13社により、小型キッチンユニット用電気こんろ協議会を設立（平成19年6月）
- 業界横断的な対策を実施
- 電気用品安全法の技術基準を改正



リコールの取組について

協議会等の活動

- ・新聞社告の実施（全国5紙＋地方紙48紙）
- ・新聞折り込みチラシの配布（約3000万部）
- ・ポスター配布による周知（165消防署等）
- ・TVコマーシャルの実施
- ・駅前でのチラシ付ティッシュ配布
- ・販売ルート探索による設置物件把握
- ・修理データ調査による物件把握
- ・大手管理会社等の物件情報による名簿ローラー
- ・インターネット情報から管理会社訪問

経済産業省の活動

- ・経済産業省製品安全点検日セミナー等でのチラシ配布
- ・政府公報（TV・ラジオ）
- ・東京消防庁へ電気こんろ事故情報の提供依頼
- ・不動産関係団体への情報提供

19

(事例2) リチウムイオン電池

○事故原因・被害

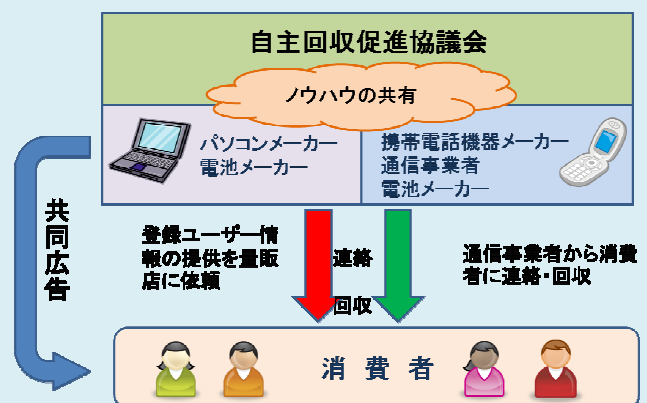
製造過程で電極に傷がついた製品が製造され、充電を繰り返すことによって傷が広がり、その部分が短絡することによって、過熱した。火災と判断。

○概要

- ノートPCや携帯電話端末に使用されているリチウムイオン電池が過熱し、発煙する事故が、世界中で多数発生。
- 問題の発生したリチウムイオン蓄電池について、業界横断的な組織を作り、対応（平成19年10月）。
- 電気用品安全法の対象品目にリチウムイオン蓄電池を追加。平成20年11月20日より施行。

リコールの取組について

- ・ユーザー登録されているパソコン購入者について、リコール連絡DM発送
- ・携帯電話事業者顧客リストへのリコール連絡DM発送
- ・リチウムイオン電池メーカー、機器メーカー及び通信事業者、計22社により携帯機器用リチウムイオン電池自主回収促進協議会を設立



携帯機器用リチウムイオン電池自主回収促進協議会

リコール社告のJIS規格

例 縦書きの場合 (7 cm×12 cm)

項目	例
リコールタイトル	①
危険性、事故の状況及びその原因	②
消費者が取るべき対応	③
回収、点検・修理など、消費者への要請	④
製品の特定期間	⑤
連絡先の住所、電話番号・ファクシミリ番号等	⑥
リコール社告の回数及びこれまでの回収率	⑦
ホームページアドレス	⑧
日付	⑨
その他必要な事項	—

リコール社告 ○○社製薄形テレビ

発火のおそれ

○○○商品名・形式

弊社液晶テレビ○○○で発火・火災事故が発生しています。電源盤の部品不適合が原因です。

回収いたしますので、お客様は直ちに電源プラグを抜いてご使用を中止し、左記に連絡してください。弊社の社員証を携帯した担当者が回収にお伺いします。

イラスト
(対象商品の写真、形式番号、問題箇所などを明示)

・販売場所と期間 全国のスーパー、家電販売店などで平成○○年○○月～平成○○年○○月に販売

・連絡先 ○○株式会社 お客様相談室
0120-○○○○-○○○○ (携帯電話でもかけられます)
FAX 0120-○○○○-○○○○

・受付時間 毎日○○時から○○時まで

・回収対象数 一万台

・これまでの回収率五〇〇〇台 (回収率五〇%)

・インターネット <http://www.○○○○.co.jp>

平成二十年○○月○○日

東京都○○区○○町○○丁目○○番地
○○○株式会社

↑ ⑥
↑ ⑨
↑ ⑧
↑ ⑦
↑ ⑥
↑ ⑤
↑ ④, ③
↑ ②
↑ ①

21

製品安全対策優良企業表彰

製品安全を事業活動や消費生活における重要な価値とする「製品安全文化」の定着を図り、製品安全が持続的に向上するような安全・安心な社会の構築に資することを目的とし、製品安全に対して積極的に取り組む企業を表彰。



【大企業製造・輸入事業者部門】

- 経済産業大臣賞
YKK AP株式会社
- 商務流通審議官賞
株式会社 INAX

【大企業小売販売事業者部門】

- 経済産業大臣賞
上新電機株式会社
- 商務流通審議官賞
株式会社ニッセン
株式会社ベネッセコーポレーション

【中小企業製造・輸入事業者部門】

- 経済産業大臣賞
株式会社相田合同工場
- 商務流通審議官賞
エビス株式会社

【中小企業小売販売事業者部門】

- 経済産業大臣賞
奈良日化サービス株式会社
- 商務流通審議官賞
有限会社池田電気
有限会社ナルデン

【団体部門】

- 団体特別賞
あんしん高度化ガス機器
普及開発研究会

各企業の具体的な取り組み事例

<http://www.ps-award.jp/>

22

経済産業省の製品安全への取り組み⑤

消費者に対する製品の危険情報等の情報提供

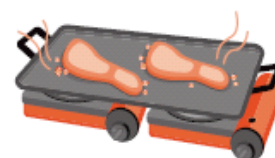
- 以下の施策を実施中
 - ・ **重大事故報告・公表制度のプレス公表**を通じた情報提供
 - ・ 消費者団体との共催による「**製品安全セミナー**」を開催するとともに、年一回「製品安全総点検週間」を設定し、消費者等に対して製品の危険情報を具体的に判りやすく周知
 - ・ テレビや新聞等の**マスメディア**を通じた広報活動
 - ・ 製品の危険情報を伝えるチラシを回覧板や地方自治体の広報誌等に掲載依頼
- 以下の施策の実施も検討中
 - ・ 誤使用等の再発防止の観点からの情報提供
 - ・ リコール情報の一層の周知

23

防ぐことのできる事故例

○カセットコンロ使用上の事故

カセットコンロを並べて、コンロを覆うような大きな調理器具（鉄板、鍋）を使用するなどしたところ、調理器具の輻射熱でボンベが過熱されて爆発したケース。



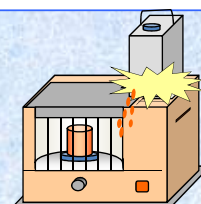
○IH調理器使用上の事故

底が平らではなく、凹凸のある鍋を使用していたために、センサーが鍋底の温度を感知できず、また、使用者が調理中にその場を離れたことから、油が過熱・発火したケース。



○石油ストーブ使用上の事故

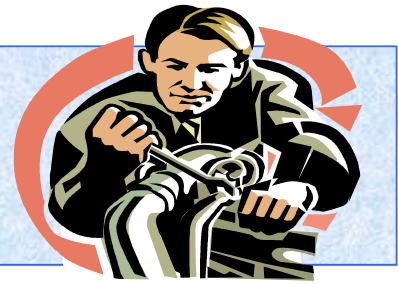
石油ストーブを消火せずに、給油していたところ、タンクの蓋から灯油が漏れて火災に至ったケース



24

○使用者自らの工事による事故

使用者が自らの知識を基にエアコンの室外機の延長コードを修理したところ、製品に不具合が生じ、製品から発火・火災に至ったケース。



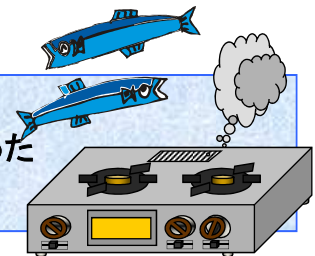
○洗濯機使用上の事故(指巻き込まれ事故)

完全に停止していない脱水槽に洗濯物を取ろうとして指を入れたところ洗濯物が絡まり、指に重傷を負ったケース。



○魚グリル使用上の事故

グリル皿に水を入れない状況で使用し続けたところ、皿にたまった魚の脂から出火したケース。



25

○電気あんか、ゆたんぽ等の使用による低温火傷事故

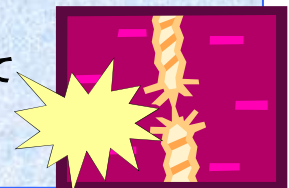
電気あんかや湯たんぽなどが同じ部所に長期間接触したため、低温火傷を負う事故に。

(注) 低温火傷とは、短時間の接触では問題にならないような温度が接触部位に長期間接触することにより生じる火傷。熟睡、泥酔のほか、睡眠剤使用、身体障害、知覚麻痺、身体障害、糖尿病などの基礎疾患の有無も関係すると考えられている。
(出典：東邦大学医学部伊藤教授資料より)



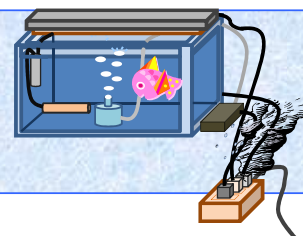
○電気コード使用上の事故

電気こたつなどのコードを繰り返し引っ張ったり、長期間にわたって踏み続けたりしたために、コードに負担がかかり、損傷・断線し、発火に至ったケース。



○トラッキング現象による発火事故

鑑賞用水槽後部にあった延長コードに水がかかったため、コンセントとプラグの間で火花が発生し火災になったケース。



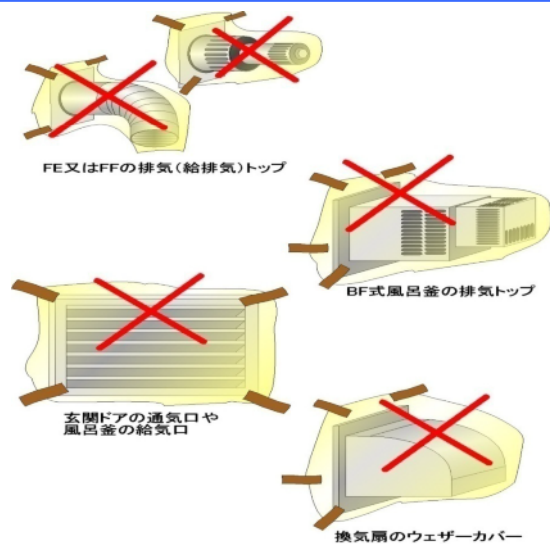
26

○住宅の塗装工事の際にガス機器の給排気設備をビニールシートでふさいでしまったことによる事故

ガス機器の給排気筒・換気扇・給気口などが外壁塗装工事の際にビニールシートなどによりふさがれたまま、ガス機器を使用したことで、一酸化炭素中毒事故が多発。

注意！

- ◆最悪の場合、死に至るおそれがあります。
- ◆一酸化炭素は無色・無臭なので大変危険です！



27

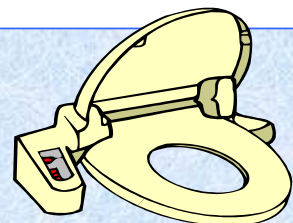
○歩行補助使用上の事故

しっかりとロックをせずに歩行補助車を使用中、突然、車体が折り畳まれたため、転倒して重傷を負ったケース。



○暖房便座使用上の事故

要介護者が暖房便座に長時間にわたって接触していたところ、太ももに低温火傷を負ったケース。



○サンダル使用上の事故

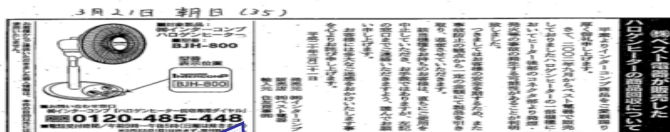
子供がエスカレーターのステップの端に（黄色の線に踏み込んで）立っていたため、サンダルがエスカレータに巻き込まれ、怪我を負ったケース。



28

お願い①: 日頃から、リコール・事故情報をよく見てください

事故情報、リコール情報を見たら・・・



実際のリコールにかかる新聞記事

我が家の製品は
大丈夫かしら？

「よかった。なかった」

「あった！」

安心！

でも・・・
せっかくなので、
ご家族で情報を
共有しましょう



製品を使うのを止めましょう！

事業者すぐに連絡！

東京にいる子供も連絡しなきゃ！

もし、ご自宅の製品がリコール製品かどうか分からず不安な場合には・・・
(次のページ)



29

お願い②: 日頃から、ご家庭でできる安全対策

ご家庭に戻られたら、これだけは実施していただきたいポイント

自宅で火事や傷害などの重大事故の原因となり得る製品には、どのようなものがあるか確認。



上記の製品について取扱説明書のありかを確認(危険情報だけでも確認)

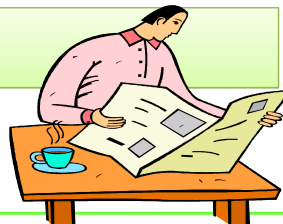


ナイトのリコール情報のウェブサイトアクセスして、お気に入り登録

<http://www.nite.go.jp/>をクリック



新聞の社会面、テレビなどで報道されている製品事故情報に注意



お買い物の際には



製品を購入する際には、安全面に配慮するメーカー、販売事業者を選びましょう。

経済産業省では、毎年、製品安全優良企業を選定、表彰しています。



2010
製品安全対策優良企業

製品安全ガイド  検索

文字サイズ: 小く 標準 大きく





リコール情報

製品事故の検索

FAQ

事故情報報告フォーム

製品安全に関わる政策

公表文書

リンク集

製品安全に関する政府広報

災害時の製品事故の防止について
詳しくはここをクリック!

ライターの規制が開始されました
詳しくはここをクリック!

ガス給湯暖房機が規制の対象となりました
詳しくはここをクリック!

電気用品安全法の技術基準が改正されました
(平成21年9月11日公布) 詳しくはここをクリック!

石油燃焼機器が規制の対象になりました
(平成21年4月1日から) 詳しくはここをクリック!

長期使用製品安全点検・表示制度が始まりました
(平成21年4月1日から) 詳しくはここをクリック!

長年ご使用の家電製品にご注意下さい
詳しくはここをクリック!

製品安全対策優良企業表彰
経済産業省

お子様向け資料はこちら

楽しくまなぶ! 製品安全のきほん

イベント情報  一覧へ

2011年8月19日
平成23年度製品安全セミナーの開催のお知らせ

2011年8月30日、30日
製品安全対策説明会及...

2011年2月
製品安全シンポジウム開催のお知らせ

2011年1月
製品安全セミナー(1月)

新着情報 

製品事故 2011年9月2日
[報道発表]消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について(9月2日消費者庁公表分)

製品事故 2011年9月1日
[報道発表]コーナン商事株式会社が輸入した電気ストーブ(ハロゲンヒーター)のリコール(製品交換)(9月1日公表分)

製品安全 2011年8月30日

チェック!

31

ご清聴ありがとうございました。

ご意見・ご質問、製品安全に関する情報については
経済産業省商務流通グループ製品安全課 までご連絡ください。

住所: 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館1F124

電話: 東京03(3501)4707

Fax: 東京03(3501)6201

URL: 経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp>

※製品安全施策については、経済産業省HP
トップページのこのアイコンをクリック

経済産業省製品安全ガイド

http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html

